

[検討事項] ■議会活動の原則  
□市民への説明

## 1. 考え方について

議会は、議決責任を深く認識し、市民等に対して、情報提供及び情報公開を積極的に推進するとともに、説明責任を果たすものとする。

## 2. これまで検討を行った関連する検討項目

- |   |  |                                    |
|---|--|------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 議会広報の充実          | <input type="checkbox"/> 議会活動に関する資料の公開 | <input type="checkbox"/> 委員会等の資料開示 |
| <input type="checkbox"/> 議案等に関する各議員の態度の公表 | <input type="checkbox"/> 議会報告会の実施      |                                    |
| <input type="checkbox"/> 本会議、委員会の原則公開     | <input type="checkbox"/> 全ての会議の原則公開    |                                    |

## 3. 参考条文、参考事例等

## ○所沢市 第3条（議会の活動原則）

議会は、次の各号に掲げる原則に基づき、活動を行わなければならない。

- (2) 議決責任を深く認識し、市民に対して積極的な情報公開に取り組むとともに、説明責任を果たすこと。

## ○上越市 第2条（議会の活動原則）

1 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (2) 議決責任を深く認識し、市の意思決定を行うとともに、市政の課題並びに議案等の審議及び審査の内容について、市民への説明責任を果たすこと。

## ○加西市 第3条（議会の活動原則）

4 議会は、情報公開に取り組み、市民に対して議会の議決又は運営について、分かりやすく説明する責任を果たします。

## ○防府市 第2条（議会の活動原則）

4 議会は、議決責任を深く認識し、市民等に対して、情報提供及び情報公開を積極的に推進するとともに、説明責任を果たさなければなりません。